

令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市地域の伝統芸能、伝統文化の伝承を図り、後継者を育成するため、地域が主体となつて行う伝承活動事業に対し、市長が予算の範囲内で交付する令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金(以下「補助金」という。)に関して、長井市補助金等交付規則(昭和57年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となるものは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、同一団体に対しての補助は1度限りとする。

- (1) 地域の関係者で組織され、対象となる伝統芸能又は伝統文化の継承を図る活動を行っている団体
- (2) 会則等を有し、かつ、代表者の定めがある団体であつて、適正な事業運営、会計処理が行われているもの。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する補助事業者が主体となつて、地域の伝統芸能、伝統文化を指導伝承する事業とする。ただし、他の長井市の補助金の交付を受けている事業及び営利を目的とする事業を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に直接要する経費とする。ただし、事業実施に必須と認められない飲食に要する経費を除く。

2 次の各号に掲げる収入があつた場合における補助対象経費は、補助対象事業に要した経費から当該収入の合計額を減じた額とする。

- (1) 参加料(実費負担を含む)、有料頒布する物品等による収入
- (2) 他団体から当該事業に対する補助金等助成金収入がある場合には当該助成の収入

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該費用又は5万円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 組織の規約、会則等
- (4) 組織を構成する者の名簿

(5) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに規則第7条に定める補助金等の交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止の申請)

第8条 補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条に定める事項のいずれかに当てはまる場合は、速やかに令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金交付変更(廃止)申請書(別記様式第4号)を市長に提出し市長の承認を得なければならない。

2 規則第6条第1項第1号に掲げる「軽微な変更」とは、事業費の変更が当初の20%以内である場合とする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業完了後30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日まで、令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金に係る実績報告書(別記様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業報告書(別記様式第6号)

(2) 令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業収支決算書(別記様式第7号)

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 規則第20条に定める帳簿等の証拠書類については、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金額の確定と交付)

第10条 市長は、前条の報告書等の書類を審査し、補助金の額を確定したときは、規則第14条第1項の規定により、令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金確定通知書(別記様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額であるときは、本通知を省略することができる。

2 補助事業者は、前項の補助金額の確定を受け、令和6年度長井市伝統文化伝承活動事業補助金(概算・精算)請求書(別記様式第9号、以下「請求書」という。)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払することができる。このとき、補助事業者は、請求書を提出し概算払を受けるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第8条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。